神戸市収入証紙　（29,000円　消印しないこと）

（証紙は市役所内｢三井住友銀行｣等の神戸市収入証紙売りさばき所で購入のこと）

様式第八十七（第百六十条関係）

販売業

貸与業

|  |  |
| --- | --- |
| ふ　り　が　な |  |
| 営業所の名称 |  |
| 営業所の所在地 | 〒　　　　　－　　　　　　　神戸市　　　　区TEL（　　　　　）　　　　－　　　　　 |
| 営業所の構造設備の概要 | 別紙のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （法人にあっては））薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 |  |
| 管理者 | ふ　り　が　な |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒　　　　－　　　　　　 |
| 兼営事業の種類 | 管理医療機器販売業・貸与業、薬局、医薬品卸売販売業、医薬品店舗販売業、医療機器製造販売業、医療機器修理業、毒物劇物販売業、医薬部外品・化粧品・雑品の販売、その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請者（法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項 | (1) | 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 |  |
| (2) | 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 |  |
| (3) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、３年を経過していない者 |  |
| (4) | 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から２年を経過していない者 |  |
| (5) | 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 |  |
| (6) | 精神の機能の障害により高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |  |
| (7) | 高度管理医療機器等の販売業者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 |  |
| 備考 | 取扱種別：□特定保守　　□高度（□コンタクト　□プログラム　□その他（　　　　　　　　　　　　　 ））取扱品目：□血糖測定器　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）特定保険医療材料　有　・　無 |
| ：　　　　　　　TEL(　　　　)　　 －　　　　　　　　　　　　　許可開始希望日：　　月　　日届出等に用いる電子メールアドレス：　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　 |

高度管理医療機器等　　　　　許可申請書

販売業

貸与業

上記により、高度管理医療機器等の　　　　　　の許可を申請します。また、資格関係書類・登記事項証明書等の写しを添付している場合は原本と相違ないことを誓約します。

　年　　　月　　　日

〒　　　　―

　　　　　　　　　　　　　住　所

法人にあっては、主

たる事務所の所在地

法人にあっては、名

称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　（　　　　　）　　　　　－

神戸市保健所長　　あて

（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

３　営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

４　兼営事業の種類欄には、当該営業所において高度管理医療機器等の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。

５　申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

６　備考欄には、指定視力補正用レンズのみを販売等する場合にあっては「コンタクト」と、指定視力補正用レンズ以外の高度管理医療機器等を販売等する場合にあっては「高度」と記載すること。

（その他）

・許可の取得状況に応じて「販売業」又は「貸与業」の文字を二重線で消すこと。

・取り扱う医療機器の種別について、該当する箇所にチェック（☑）を入れること。取り扱う品目は主に取り扱うものについて記載すること。

取り扱う医療機器の種別は、メーカー又は仕入元への照会等により確認すること。

　・特定保険医療材料については、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」平成20年厚生労働省告示第61号を参照のこと。（在宅中心静脈栄養用輸液ｾｯﾄ、皮膚欠損用創傷被覆材、ダイアライザー、ペースメーカー、歯科材料等）